



栃木県公報

平成27年
1月27日(火)
第2650号

目次

告示

- 自衛官候補生の募集期間..... 49
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 49
- 木材業者の登録..... 49
- 解除予定保安林..... 50
- 道路の区域の変更..... 50
- 道路の供用開始..... 51

公告

- 大規模建築物の建築に関する事前指導要綱の廃止..... 51

告示

栃木県告示第19号

平成26年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定により告示する。

平成27年 1月27日

栃木県知事 福田 富一

募集種目	募集期間
自衛官候補生（男子）	平成27年1月9日（金）～同年2月19日（木）

栃木県告示第20号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成27年 1月27日

栃木県知事 福田 富一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生（男子）	平成27年2月21日（土）	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

(市町村課)

栃木県告示第21号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 1月27日

栃木県知事 福田 富一

登 録 年 月 日	登録 番号	氏 名 〔法人にあって は、その名称及 び代表者の氏名〕	住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	営 業 所 又 は 工 場		業務の態様		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
平成27年 1月6日	5170	三森 大輔	那須町大和須413	三森 大輔	左記の住 所に同じ	○		

(林業振興課)

栃木県告示第22号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年1月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 解除予定保安林の所在場所

那須塩原市箕輪字立道東672-3・672-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、672-4から672-6まで、672-7（次の図に示す部分に限る。）、673-3

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

市道歩道用地及び河川管理用道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年1月27日から同年2月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3	前	栃木市都賀町家中字愛宕山4111-1から 栃木市都賀町家中字立出シ2375-1まで	12.6～13.6	27.4	
	後	栃木市都賀町家中字愛宕山4111-1から 栃木市都賀町家中字立出シ2375-1まで	14.6～17.0	27.4	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木栗野線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
37	前	栃木市都賀町大橋字五反田259-1 から 栃木市都賀町富張字合田311-1 まで	7.1 ~ 13.8	448.0	
	後	栃木市都賀町大橋字五反田259-1 から 栃木市都賀町富張字合田311-1 まで	10.2 ~ 20.2	448.0	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 藤岡乙女線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
50	前	栃木市藤岡町赤麻字北原東中1263-1 から 栃木市藤岡町赤麻字前原3603-1 まで	6.9 ~ 9.6	395.8	
	後	栃木市藤岡町赤麻字北原東中1263-1 から 栃木市藤岡町赤麻字前原3603-1 まで	10.0 ~ 11.7	395.8	

栃木県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年1月27日から同年2月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
254	一 般 県 道 静 藤 岡 線	栃木市岩舟町静字中土頭1400-1 から 栃木市岩舟町静字中土頭1400-1 まで	平成27年1月27日
254	一 般 県 道 静 藤 岡 線	栃木市岩舟町静字中土頭1400-1 から 栃木市岩舟町静字中土頭1406-3 まで	平成27年1月27日

(道路保全課)

公 告

○大規模建築物の建築に関する事前指導要綱の廃止

大規模建築物の建築に関する事前指導要綱（平成3年2月18日付け公告）を廃止する要綱を次のように定めたので公表する。

平成27年1月27日

栃木県知事 福 田 富 一

大規模建築物の建築に関する事前指導要綱を廃止する要綱

大規模建築物の建築に関する事前指導要綱（平成3年2月18日付け公告）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による廃止前の大規模建築物の建築に関する事前指導要綱第5条第1項の規定により市町村の長が受理した同項に規定する事前協議申出書に係る協議については、なお従前の例による。

(地域振興課)
